

## お知らせ

令和 7 年 10 月 10 日

医療法人社団 綾瀬病院 院長 鈴木拓也

令和 7 年 3 月 28 日東京都福祉局から下された「行政処分：指定の一部効力停止（新規患者受け入れ停止 6 か月）」について、「状況調査」が行われ、また、改善報告書も無事受理され。令和 7 年 10 月 10 日をもって解除されました。10 月 11 日から自立支援医療（精神通院医療）診断書の新規発行を再開できます。

患者様、ご家族、関係各所の皆様には大変なご心配迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。再発防止策を徹底し二度とこのような不祥事を起こさないように深く反省し「正しい請求」を心掛け、失った信頼を 1 つ 1 つ取り戻していく事をお誓い申し上げます。